

令和4年度 廿日市市立廿日市中学校生徒指導規程

第1章 総 則

この規程は、廿日市市立廿日市中学校（以下「本校」という）で教育を受ける生徒の人格形成と健全な成長を願い、1人1人の生徒が本校の一員であるという自覚を持ち、他者に迷惑をかけず、人と社会のために奉仕することができる人になるために教職員・生徒・保護者が一体となって共通に認識し、実践をしていくためのものである。

【目的】

第1条 この規程は、本校の学校教育目標を達成するためのものであり、本校生徒が自主的・自律的に学校生活をよりよく過ごし、生きるために必要な社会性を身につけていくことを目的としているという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

この章では、本校生徒が学校生活をより充実し、生き生きと生活し、確かな学力をつけていくために必要な規範事項を明示していく。これらは、生徒たちが将来的に、豊かな人間性や社会性を身につけていくことを目的としたものである。

【登下校・欠席・早退・外出】

第2条 社会の一員として、交通ルールを厳守し、安全な登下校をすること。また、欠席・早退・外出についても次のことを守ること。

- (1) 始業時刻は8時20分とする。
- (2) 8時15分までに教室に入る。入室後は荷物の整理整頓の後、8時20分までに着席し朝読書を開始する。
- (3) 朝会の時は、8時15分までに体育館へ入り、20分までに点呼・整列を完了する。
- (4) 下校時刻は、原則16時40分を完全下校とする。ただし、部活動や生徒会活動、学級活動等、学校の許可を得ている場合以下の通りとする。

期 間	部活動終了時刻	完全下校
3月1日～9月30日	17:45	18:00
10月1日～文化祭前日	17:15	17:30
文化祭終了後～12月31日	16:45	17:00
1月1日～1月31日	17:00	17:15
2月1日～2月末日	17:15	17:30

- (5) 下校時には、係の人は教室や活動場所の消灯・施錠を確実にし、職員室へ鍵を返却する。
- (6) 登下校は、正門を利用する。
- (7) 登下校のときは、通学路を通ること。道に広がって歩いたり、寄り道や買い食いをしたりしない。
- (8) 徒歩通学とする。特別な事情があるときは、学級担任を通じて、他の通学方法について学校の許可を得る。

- (9) 欠席・遅刻・早退・見学などは、保護者を通じて学級担任・教科担任に届け出る。(生徒手帳に記入し、保護者や学級担任・教科担任等のサインをもらう) また、8:20より後に登校した場合は、必ず職員室に立ち寄り、学年の先生に登校の報告をし、連絡用紙に記入してもらう。その用紙を教科担任に手渡して登校の報告をする。
- (10) 登校後は、安全のため許可なく校外に出ない。

【生活規律】

第3条 身だしなみについては次のことをしっかり守り、公の場にふさわしい服装やふるまい方を身につけること。社会に出たときに、いかなる場においても信頼され、どこでも通用する礼儀・マナーや社会常識を身につけること。

- (1) 制服は、指定の服を着用する。夏季用・冬季用の別は(7)のとおりとする。入学式・卒業式は冬季用を必ず着用する。
- (2) 指定の名札を左の胸につける。忘れた場合や紛失した場合は臨時用として、先生に名札シールを作成してもらうこと。
- (3) 通学靴は、白の単色の運動靴(紐付き)とし、ハイカットは不可とする。
- (4) ソックスは白色、または白地にワンポイントとし、くるぶしが完全に隠れる長さとする。
- (5) 男子のズボンのベルトは必ず着用するとともに、色は黒で無地のものとする。
- (6) カッターシャツやブラウス等の下に着る肌着の色は白色、または白地にワンポイントとする。ハイネックは不可。
- (7) 制服の移行について、夏服は5月、冬服は10月から移行可能とする。ただし、気候状況に合わせて変更する場合については、生徒指導だより等を通して全体へ周知する。服装については以下の点にも注意すること。
- 上着着用の場合、開襟シャツや半袖ポロシャツは着用不可
 - 半袖シャツや長袖シャツについては気候に合わせて各自で調整すること
 - セーター等の状態のまま授業を受けたり学校生活を送ったりしてはいけない。
- (8) 夏服を着用することのできる期間(移行期間も含む)には熱中症対策を目的とした帽子の着用をすることができる。着用する帽子は白・紺・グレー単色のキャップタイプのみとする。(野球・テニス・陸上部員は部活動用に購入した物は可) メーカーロゴのワンポイントは可。ラインは不可とする。原則登下校と部活動時のみの着用とし、自分で責任をもって管理する。
- (9) 冬季の服装には、襟章(男子)・胸章(女子)をつける。
- (10) 防寒具は特別に許可した場合を除き、手袋・マフラー・ネックウォーマーのみ可とする。着用は、冬季のみとし、紺・黒・グレー・白色の無地のものを着用する。生徒玄関で着脱し、校舎内では着用しない。(ワンポイント可、ラインは不可)
- (11) 防寒をする場合は、紺・黒・グレー・白色のセーターまたはカーディガンとし、トレーナーは不可とする。また、着用時に、制服の袖や裾からはみ出るものは不可である。(ワンポイント可、ラインは不可)
- (12) 防寒のため冬服着用時において、黒色又はベージュのタイツ(腰から足先まで覆うもの)、レギンス・スパッツ(腰から足首まで覆うもの)を着用してもよい。どちらも編み目や柄のないものを着用すること。またタイツ着用時については、靴下は履いても履かなくてもよい。ただし、体育などの運動時は着用しないため、タイツ着用の生徒については靴下を履くこと。

- (13) 通学鞆（スポーツバッグタイプ、リュックサックタイプ）・サブバック・上履きは、学校指定のものとする。
- (14) 制服・通学鞆・サブバックなどに、アクセサリー（装飾品）はつけない。
- (15) 頭髪は、中学生らしく清潔で、活動しやすい髪型にする。
〈禁止事項〉パーマ・染色・脱色・整髪料・アクセサリー、眉剃り、その他不必要に手を加えない。（頭髪の一部が長めになっている、段になっている等）前髪は眉毛の下のラインまでの長さとする。
※男子の髪は耳や詰襟が隠れない長さとする。
※女子の髪が肩にかかる場合は、耳から下の位置で2つに結ぶか、中央で1つに結ぶ。結ぶゴム紐の色は黒・茶・紺の単色とし、装飾のないものとする。
- (16) 生徒手帳は、毎日携行しておく。
- (17) 学校生活に不必要なものは持ってこない。
- (18) 飲料水の持参は、お茶、スポーツドリンクのみを許可する。飲用は休憩時間やその他、許可された時間にする。（原則、授業中に飲むことはできない）その他、天候等により、健康を維持するために必要と判断し、学校が臨時に許可した場合は、持参してよい。
※ペットボトルの持参は、必ず持ち帰ることが守れる場合においてのみ許可する。
また、カバーをつけるなどし、水滴が周囲にこぼれないようにすること。

【施設利用】

第4条 施設・公共物の使用については、各施設で定められた使用規定をよく理解した上で利用する。活動のための用具、活動場所ともに大切に使い、使った場所は原状復帰を必ずし、用具等は元の場所に、整理整頓して返却すること。

- (1) 学校のものを使用する時は、担任を通して、関係の先生の許可を得て使う。
- (2) 体育用具を使用する時は、貸し出しの許可を受けて使用する。
- (3) 特別教室や体育館などは、無断で使用しない。使用する時は関係の先生の許可を受ける。
- (4) 施設・公共物を破損したときは、すぐに先生に報告し、破損届けを提出し、実費弁償とする。
- (5) ストープの取り扱いについては、ストープ使用規定を厳守する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関とも連携しながら指導をしていく必要がある。

【校外生活】

第5条 学校における活動だけではなく、学校以外の場でも中学生らしい責任ある行動をとれるように努めなければならない。常に自分が学生であることを忘れず、節度ある行動を心がけること。

- (1) 一度帰宅した後でも、学校に来るときは、制服を着用すること。（私服は不可）
- (2) アルバイトは、原則禁止する。
- (3) 生徒だけで遊技場（ゲームセンター・カラオケボックス・映画館・遊園地・ネットカフェ等）には行かないこと。行く場合は保護者同伴とする。
- (4) 夜間の外出や無断外泊は絶対にしないこと。

- (5) 花火を公園でするなど、禁止されている場所で絶対にしないこと。
- (6) 道端に座り込んだり、道いっぱい広がって歩いたり、自転車で並走したりするなど、公道において他者の迷惑になること、事故を起こすこと、また事故にあうような行動はしないこと。
- (7) 小学校を含む公共施設は、許可を得てマナーよく使用すること。
- (8) 自転車等を利用する場合は、道路交通法を遵守し、交通安全に気をつけること。

【携帯電話・インターネット】

第6条 中学校では携帯電話やスマートフォン・その他の通信機器は不要であり、学校への携帯電話の持ち込みは禁止する。

各家庭において、それらを使用させる際には、その危険性も十分考慮し、正しい知識を身につけ、ネット犯罪やブログやメールを通してのトラブルに巻き込まれないようにすること。出会い系サイトへの接続は絶対にしないこと。顔や素性のわからない他者とのメールのやり取りの危険性をしっかり認識すること。

- (1) ブログやメール・ツイッター・ライン等のSNSを使用して他者を中傷したり、個人情報を書き込んだりすることは絶対にしないこと。また、自分がそのような被害にあっている場合は、すぐに保護者や学校・警察に連絡すること。
- (2) メールのやり取りやネットゲーム等をする場合は、長時間の使用、相手を傷つけてしまう内容、また、誤解を招くような内容にならないようにするなどし、マナーやエチケットをしっかりと守って利用すること。

第4章 問題行動への対応に関すること

学校における問題行動に対する指導とは、「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内および校外で問題行動を起こした場合には、なぜそうなってしまったのか、どんなところが問題であったのか、今後どのように行動すればそのようなことを防げるのか等を、しっかり振り返らせ、より良い学校生活を送れるように支援していくことを目的とするものである。

【基本的な対応】

第7条 問題行動が発生した場合、関係生徒一人一人に対し、教員を配置し、事実の確認を速やかに行う。その後、各生徒への指導を実施し、指導後は、その日のうちに担任（または副担任）より各家庭に連絡をする。

【一般的な指導と特別な指導】

第8条 規則違反を繰り返す行為、または、触法行為など問題行動の内容によっては、「特別な指導」を行う。「特別な指導」は、原則として学校での指導とする。また原則として、「特別な指導」は別室で行うこととする。

次の表は本校における「一般的な指導」（指導1）と「特別な指導」（指導2・指導3・指導4・指導5）の内容を一覧にしたものである。

＜問題行動対応一覧表＞

指導	指導対象の主な事柄	指導内容と方法
1	<p>【ルール違反(すぐに直せる段階)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要物所持 ○シャツ出し等制服規程 ○シューズのかかと踏み ○授業妨害や授業放棄 ○携帯電話やスマートフォン及びその他の通信機器の所持 ○頭髪違反(整髪料使用, 段カット等) ○インターネット(ライン・ブログ・ツイッター等)へ他者(または特定の団体)を誹謗中傷する(または, そのようなことにつながる可能性のある)書き込み, また, 写真の掲載等 	<p>①その場で注意+指導</p> <p>ただし, インターネットへの誹謗中傷書き込みに関しては警察等関係諸機関と連携しながら指導する。</p> <p>②指導に従わない場合は, 「特別な指導」に移る。</p> <p>③携帯電話の所持に関しては, 携帯電話を預かるとともに, 保護者に連絡し, 受け取りに来てもらう。また, 家庭での指導の依頼をする。</p>
2	<p>【ルール違反(ある程度期間を要するもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○頭髪違反(染色・脱色・パーマ等) ○眉ぞり ○ピアス ○その他, その場で直せない制服違反等 	<p>①別室指導(説諭・反省文等)</p> <p>②密な保護者連携(家庭訪問等)</p> <p>③改善の確認</p> <p style="text-align: center;">※原則として, 複数の教員で指導・確認</p>
3	<p>【いじめに関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめと認知されるすべての行為 	<p>事案に応じて次の対応を基本に適切に実施する。</p> <p>①別室指導</p> <p>※必ず複数教員で対応 (事実確認・説諭・反省文等)</p> <p>②密な保護者連携(家庭訪問等)</p> <p>③保護者招へい, 謝罪※必ず管理職を含めて対応</p>
4	<p>【触法行為 A(法規・法令違反)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喫煙○飲酒○夜間徘徊 	<p>保護者招へい・別室指導(説諭・反省文等)指導しても, これらの行為を繰り返す場合は, 必要に応じて, 警察等関係諸機関と連携</p>
	<p>【触法行為 B(犯罪行為)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○万引き ○器物損壊(故意による) ○暴力行為(対生徒) 	<p>別室指導(説諭・反省文等)・保護者招へい・警察等関係諸機関と連携</p>
5	<p>【緊急事態対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物所持(ナイフ類等) ○暴力行為(対教師) ○金品強要・恐喝 	<p>教育委員会と連携(出席停止もあり得る)</p> <p>警察等関係諸機関と密に連携</p>

※特別な指導は, 指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い, 落ち着いて教室に入れる状態にあることと, 教室内の安全・安心が保たれる状態にあることを確認できるまで継続する。指導内容・方法と指導期間は, 学校と保護者が連携を図り決定する。

第5章 その他

【規程の周知】

第9条 本規程について生徒には、全校・学年集会等で、また、保護者にはPTA総会・懇談会・入学説明会等で説明をし、周知徹底を図る。また、本校ホームページにおいても掲載する。

【規程の施行】

この規程は、平成25年4月1日より施行する。ただし、24年度3学期を移行期間とし、25年4月1日からの完全実施に向けての円滑な移行を図る。

【規程の改訂】

本規程令和2年度改訂版を、令和2年1月9日に改訂し、令和2年4月1日より、施行する。

本規程令和3年度改訂版を、令和3年4月1日より施行する。

本規程令和4年度改訂版を、令和4年4月1日より施行する。